

日本泌尿器科学会 教育委員会規則

制定 2000年6月7日

第1章 総則

(名称)

第1条 この委員会は、日本泌尿器科学会教育委員会（以下「委員会」という。）と称する。

第2章 目的および活動

(目的)

第2条 委員会は一般社団法人日本泌尿器科学会理事会（以下「理事会」という。）のもとに、教育に関する諸問題を担当する。

(活動)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) コア・カリキュラムなど卒前教育への提言
- (2) 卒後教育への提言（卒後教育研修カリキュラムおよびコースの設定と実施を含む。）
- (3) 研修医制度・研修医教育への提言
- (4) 専門医制度審議会への提言
- (5) Audio-Visual ジャーナルおよび編集への提言
- (6) 指導医の役割および専門医教育施設認定基準への提言
- (7) 教育のIT化に関すること。
- (8) その他、理事会あるいは委員会が必要と認めた事項。

第4章 構成および委員

(構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 日本泌尿器科学会の正会員のうちから若干名（ただし理事を含むものとする）。
- (2) その他、委員会が必要と認める者。

(委員の選任)

第5条 委員は、委員長が理事長と合意のうえ推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

2 委員は、理事改選後可及的速やかに改選する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、継続して2期を超えることはできない。

2 補充により選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第7条 委員会に、委員長を置く。委員長は、理事であることとし、理事長が推薦し、理事会の議を経て理事長が任命する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長は、委員会における審議決定事項を理事会に報告する。

- 4 委員会に、委員長の指名により、副委員長を置くことができる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(部会)

第8条 委員会に、次の部会を置く。

- (1) 卒後教育部会
- (2) Audio-Visual Journal of JUA 編集委員会
- (3) 指導医教育部会
- (4) その他、委員会が必要と認めた部会。

(部会員および任期)

第9条 部会には、次の各号に掲げる部会員をもって構成する。

- (1) 日本泌尿器科学会の正会員のうちから若干名(ただし、教育委員会委員を含むものとする。)
- (2) その他、部会が必要と認める者。

2 部会員の任期は、第6条第1項および同条第2項に準じる。

第4章 会議

(委員会の開催、議決)

第10条 委員会の開催は委員定数の3分の2以上の出席を必要とする。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

2 議事は、出席した委員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

2 理事長は、必要であれば委員会に参加し、意見を述べることができる。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、日本泌尿器科学会事務局において処理する。

第5章 補則

(規則の変更)

第14条 本規則を変更する場合には、委員会の議を経て、理事会の議決を得なければならない。

附 則

第8条の部会については、別に内規を定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、2003年9月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、2005年4月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則の一部を改訂し、2016年3月30日から施行する。

1 規則書式変更に伴う修正。

2 第3条

活動内容を現状に合わせ削除。

「生涯教育」「海外留学生・研修生の受け入れや派遣」の削除。

3 第6条

「委員及び幹事は、原則として、日本泌尿器科学会総会時の理事会において半数を改選する」という規則は削除。

4 第8条

部会を現状に合わせ削除、追加。「卒後・卒前教育部会」「研修医制度検討部会」「生涯教育」

「国際交流制度部会」「指導責任者実行部会」「教育IT化部会」の削除。

「卒後教育部会」「指導医教育部会」の追加。

5 第9条

委員会の開催の委員定数(過半数→3分の2)の変更。

6 第12条

幹事会の項目削除。